

第5章

実技試験方法の検討

第5章 実技試験方法の検討

これまで、ヒアリング調査等の結果をもとに検討を重ねてきた評価試験実施方法及び評価項目について、試験実施における課題等を明確にするため、試行試験（予備試験）を実施した。

実施にあたっては技能実習1号から2号へ移行するための基礎2級試験（1年目）の実技試験を想定した。基礎2級の実技試験を想定した理由として、介護の特性に鑑み、利用者の心身の状況に応じた介護の実践レベルを評価するために、利用者に対して行われる身体介護業務を評価することが適当であるとしたが、基礎2級試験の評価レベルを「実習指導者の具体的な指示を受けての業務遂行状況を評価」としていることもあり、モデルを用いた試験実施も含め、それぞれの利点や課題等の検証を行うためである。

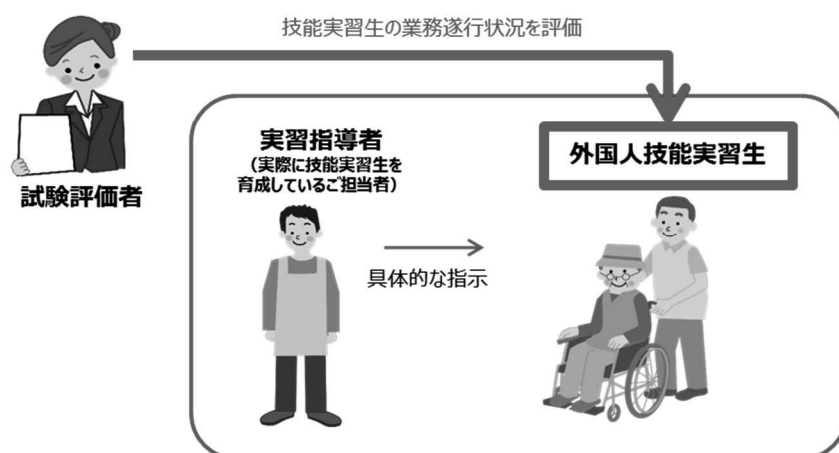
1. 試験方法の検討

（1）実技試験方法に関する主な検討事項

評価基準検討ワーキンググループにおいて、実技試験方法の検討を行った。実技試験方法における主な検討事項は以下のとおりである。

試験評価者	<u>評価方法について</u>
実習指導者	<u>実技試験における実習指導者の「指示」について</u> 1年目が修了となる際に受検する基礎2級試験の評価レベルを「実習指導者の具体的な指示を受けての業務遂行状況を評価」としていることから、実習指導者の「指示」をどのようにするか。
被介護者	<u>介護行為を評価する際の被介護者について</u> 移転すべき技能は、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく介護行為であることを踏まえる一方、在留資格の延長手続き等を要することから基礎2級試験は入国後10か月程度で受検となるため、実技評価試験で技能実習生の介護行為を評価する際の被介護者を、利用者とするのか、モデルとするのか。

※本章においては、外国人介護職員のことを「技能実習生」と表記する。



(資料)一般社団法人シルバーサービス振興会作成

(2) 評価方法の検討

試験評価者の評価の方法	以下の2つの案について検討した。 【チェック表①】介護行為が決められた手順通りにできているかを確認するチェック表を作成し、出来ていればチェックする。 【チェック表②】実習指導者の指示内容を理解することができているか、理解していればそれに沿う行動が取られていることをチェックし、その上で行った介護内容が適切であるかをチェックする。
実習指導者の指示	基礎2級試験の評価レベルは「実習指導者の具体的な指示を受けての業務遂行状況を評価」としていることから、技能実習指導者の「指示」の出し方について以下の2つの案について検討した。 【Aパターン】評価基準マニュアル(案)には、技能を習得できているかを判断するチェック項目及び確認ポイントを示しており、このチェック項目に沿う形で作成した「試験項目読み上げリスト」を用いて介護手順を読み上げることで指示を行う。 【Bパターン】技能実習生は入国後すぐに2か月間の講習を経てから、約8か月間にわたり実習実施機関で技能習得に努めた後に受検することとなることを鑑み、一つひとつ介護行為の手順を指示するのではなく、実習指導者が利用者の状態像に沿う介護行為を判断し、その介護行為を行うよう技能実習生に指示する。
被介護者	以下の2つのケースについて検討した。 ・利用者を被介護者として、技能実習生の介護行為を評価する場合 ・モデルを被介護者として、技能実習生の介護行為を評価する場合

①試験評価者の評価の方法

【チェック表①】例：顔の清拭

※判断基準は本書においては確認ポイントのこと

実技試験評価項目（チェック表①）			（A、Bパターン）
No	小項目	チェック項目	判断基準（あてはまる場合は習得できていない）
【身体介護】			
入浴			
①	顔の清拭の介助ができる		
	1 利用者にとって、適切な温度のタオル等を準備できたか	✓ 温度の状態を確認していない。	
	2 目頭から目尻に向けて拭けたか	✓ 目尻から拭く。 ✓ 同じ面を2度使って拭く。 ✓ こするように拭く。	
	3 額から鼻、頬、鼻の下、口の順で拭けたか	✓ しわを意識せずに拭く。 ✓ 上下にこするように複数回拭く。 ✓ 口の周りの汚れがとれていない。	
	4 利用者の爽快感を確認したか	✓ 声かけや利用者の表情などから、利用者の気分を確認していない。	

（資料）一般社団法人シルバーサービス振興会作成

【チェック表②】例：顔の清拭

～評価の方法～

試験評価者は、技能実習生が実習指導者の指示のもと介護内容を行えているか評価してください。一連の介護を通して、それぞれの介護行為に関してできると判断した場合は、右側の表に○をつけてください。また、介護行為には重要なポイントを記載していますので、実施している場合はチェックをいれてください。

実技試験 1 【顔の清拭ができる】

＜評価項目＞

一連の介護行為（□は重要ポイント）	
利用者にとって、適切な温度のタオル等を準備できたか。	□ 適切な温度のタオルを準備
目、鼻、頬、鼻の下、口の順で拭けているか。	□ 目頭から目尻の順 □ 同じ面で拭いていない
利用者の爽快感を確認したか。	

➡

指示を理解することができる

➡

行った介護内容が適切である

※○、×で記載してください。

（資料）一般社団法人シルバーサービス振興会作成

②実習指導者の関与の範囲

【Aパターン】試験項目読み上げリスト 例：顔の清拭

予備試験項目読み上げリスト			Aパターン
No	小項目	読み上げ項目	チェック
【身体介護】			
入浴			
①	顔の清拭の介助ができる		
	1	適切な温度のタオルを準備してください。	
	2	目頭から目尻に向けて拭いてください。	
	3	額から鼻、頬、鼻の下、口の順に拭いてください。	
	4	〇〇さんに気持ちいいか確認してください。	

(資料)一般社団法人シルバーサービス振興会作成

【Bパターン】例：顔の清拭

実習指導者は利用者の状態や当日の様子をふまえて、介護内容の指示を出す。
手順に関しては、日々のOJTを通して習得しているものとみなし、動作指示はしない。

【実習指導者の指示内容（例）】

（介護行為を行う前に指示）こちらのご利用者は、利き腕側の右片麻痺です。腕を挙げることができず、ご自身では顔を拭くことはできませんので、顔の清拭をお願いします。

2. 試行試験（予備試験）の実施および実施後のヒアリング（調査2）

（1）試行試験（予備試験）および実施後ヒアリングの概要

①試行試験（予備試験）の概要

【試行試験（予備試験）の目的】

課題を明らかにすることを目的に、複数の試験実施パターンを行った。なお、試験内容については評価項目（案）の外国人技能実習1年目修了時において実施する実技試験の範囲に合わせて実施した。

【試行試験（予備試験）を実施した施設と法人概要】

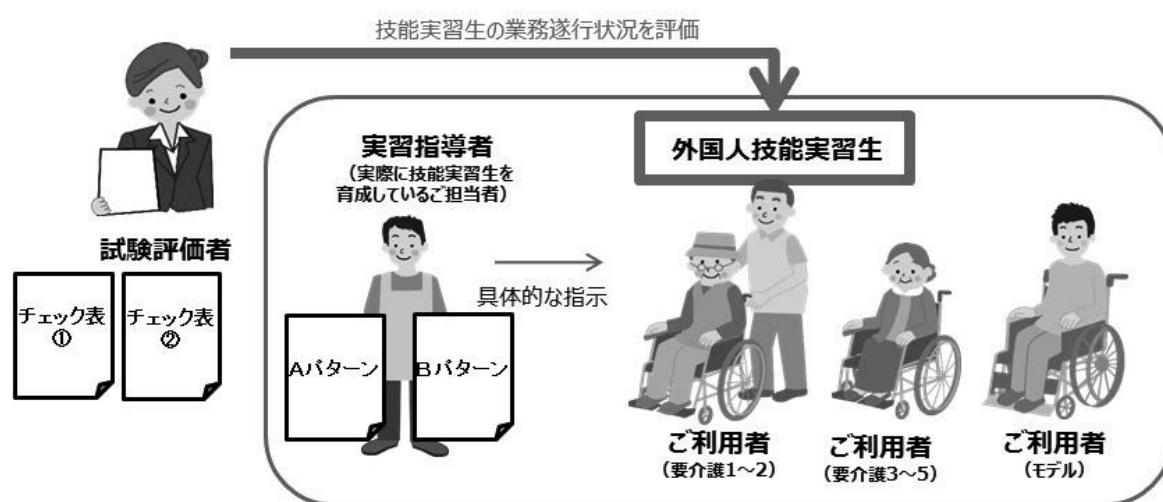
介護老人福祉施設（特養）と介護老人保健施設（老健）にて実施し、いずれも法人Cに協力いただいた。

法人C概要	・ 東海地方を中心に介護サービスを展開 ・ 職員数 1,080 名程度（パート含む）、うち正職員 6 割強、介護職員 580 名程度 ・ 介護部門と看護部門等の部門制、各事業所の施設長による管理体制をとっている ・ 介護職の離職率は、正職員 10%程度、パート 14%程度
特養の概要	・ 入所定員：100 人（個室 100 室） ・ 入所者の平均年齢：83.9 歳 ・ 要介護 2 は 3 人、要介護 3 は 22 人、要介護 4 は 32 人、要介護 5 は 43 人 ・ 従業員数：124 人（内、介護職員 70 人）
老健の概要	・ 病状が安定しておらず病院での入院治療が必要な方、重度の認知症で自傷他傷行為等があり共同生活が困難な方が入所 ・ 入所定員：100 人 ・ 要介護は 7 人、要介護 2 は 19 人、要介護 3 は 27 人、要介護 4 は 28 人、要介護 5 は 17 人 ・ 従業員数：90 人（内、介護職員 34 人）

【検証事項】

- ・ 評価試験に要する時間
- ・ 試験評価者の評価方法
- ・ 1 年目修了時の「実技試験」の方法
 - ・ 実習指導者の指示について
 - ・ 被介護者について

試験評価者の評価	チェック表①と②の2つの案について、評価ができるか検証する。 なお、評価者については、介護行為の「技能」を評価する仕組みで、「客観的かつ公正」な制度として全国的に統一できているものは、現状、介護プロフェッショナル・キャリア段位制度しか存在しないため、当該制度の評価者（アセッサー）とした
実習指導者の指示	Aパターン、Bパターンの2つの案の実習指導者の指示の下、技能実習生が日頃、行っている介護技術を実践できるか検証を行った
被介護者	利用者で行う場合とモデルで行う場合について検証を行った。 なお、老健と特養の2か所で、かつ状態像が軽度・重度の利用者で検証を行った



(資料)一般社団法人シルバーサービス振興会作成

【試験実施項目】

入浴	①顔の清拭の介助ができる ②手浴の介助ができる
食事	③食事ができるか利用者の状態を確認できる ④食事をする際の姿勢調整の介助ができる
体位変換	⑤体位変換ができる ⑥起居の介助ができる
移乗・移動	⑦車いすを用いての移動介助ができる
感染予防	⑧適切な手洗いができる（技能実習生本人）

【試験評価者役・実習指導者役・外国人技能実習生役の情報】

	老健	特養
技能実習生	勤務6年 11 か月の介護職（介護福祉士試験を2回受験している）。在日27年。日本語レベルN2取得済み	勤務3か月の介護職。在日20年。日本語レベルN4程度。介助中の声かけはできるものの、日常会話の意思疎通は困難などときがある
実習指導者	同一施設の実際の指導者	同一施設だが実際の指導者ではない
試験評価者	同一法人であるが別施設の方、介護福祉士、評価者（アセッサー）	同一施設の方、介護福祉士、評価者（アセッサー）
モデル役職員	男性の作業療法士／大柄	女性のケアマネジャー／小柄細身

【利用者・モデルの情報】

	軽度の利用者の状態像	重度の利用者の状態像
老健の利用者 ※軽度は利用者2名に分けて実施	・女性。要介護2。寝返り・起き上がりは、何かにつかまればできる。歩行はできない。両足での立位保持は、何か支えがあればできる。移乗は一部介助。移動は自立。 Aパターンでの実施項目①③④⑦ Bパターンでの実施項目③④⑦ ・男性。要介護2。寝返り・起き上がり・歩行は、何かにつかまればできる。両足での立位保持は、何か支えがあればできる。移乗は見守り。移動は自立。 Aパターンでの実施項目②⑤⑥ Bパターンでの実施項目①②⑤⑥	・男性。要介護2。ただし、直近で状態像が悪くなっており、要介護認定は更新されていないが実際の状態像は要介護3・4レベル。寝返り・起き上がりは、何かにつかまればできる。歩行はできない。両足での立位保持は、何か支えがあればできる。移動は見守り。移乗は一部介助。
特養の利用者	・女性。要介護3。寝返り・起き上がり・歩行は、何かにつかまればできる。両足での立位保持は、何か支えがあればできる。移動・移乗は見守り。	・女性。要介護4。寝返り、起き上がり、両足での立位保持、歩行はできない。移動・移乗は全介助。
モデルの状態像	・女性。要介護1。脳梗塞により右半身麻痺、左上下肢は動かせる。衣服の着脱や寝返りは介助が必要であるが、その他に関しては自身で可能。普段は杖歩行だが、長距離の場合は車椅子を使用する。	・男性。要介護4。脳梗塞により左片麻痺、左空間無視。腕は肘より上には上がらない、肘・膝関節は屈曲した状態でまっすぐに伸びない。自立意欲は少なく、声掛けにも反応はない状態である。体位変換や移動に関しては全介助。

②試行試験（予備試験）実施後ヒアリングの概要

ヒアリング目的

試行試験（予備試験）を行った上での気づきや課題の確認

ヒアリング対象

試験評価者役と実習指導者役を担当した職員

主なヒアリング項目

- 利用者又はモデルでの違い
- 実習指導者の具体的な指示
- 評価項目
- 評価の方法

(2) 試行試験（予備試験）の結果

①試験時間について

特養、老健ともに評価項目①～⑧を実施し、それぞれの介助に要した時間は以下のとおりである。

介護老人福祉施設（特養）での試験時間結果

評価項目	特養					
	軽度		重度		モデル	
	Aパターン	Bパターン	Aパターン	Bパターン	Aパターン	Bパターン
① 顔の清拭の介助	1分30秒	—	1分30秒	—	1分	—
② 手浴の介助	3分	—	4分20秒	—	6分10秒	—
③④食事前の介助	1分	—	1分30秒	—	1分20秒	—
⑤ 体位変換の介助	—	1分30秒	—	2分	1分40秒	—
⑥ 起居の介助	1分40秒	—	1分40秒	—	1分40秒	—
⑦ 車いすを用いての介助	3分	—	3分	—	1分30秒	—
⑧ 手洗いについて確認	1分10秒（軽度・重度・モデル共通）					
時間計	12分50秒※1		15分20秒※1		14分30秒	—

※1 Bパターンで行った「⑤体位変換の介助」の時間も含む

介護老人保健施設（老健）での試験時間結果

評価項目	老健					
	軽度		重度		モデル	
	Aパターン	Bパターン	Aパターン	Bパターン	Aパターン	Bパターン
① 顔の清拭の介助	3分	2分20秒	2分30秒	1分10秒	1分30秒	3分
② 手浴の介助	9分	9分30秒	実施不可※1	11分10秒	6分	9分
③④食事前の介助	1分30秒	1分50秒	1分50秒	1分30秒	1分20秒	1分30秒
⑤ 体位変換の介助	2分40秒	3分20秒	4分	2分	2分50秒	2分40秒
⑥ 起居の介助	2分40秒	2分20秒	4分10秒	実施不可※2	3分10秒	2分40秒
⑦ 車いすを用いての介助	3分50秒	3分10秒	3分30秒	2分10秒	2分	3分50秒
⑧ 手洗いについて確認	2分30秒（軽度・重度・モデル共通）					
時間計	25分10秒	25分	18分30秒 （②除く）	20分30秒 （⑥除く）	19分20秒	25分10秒

※1 利用者の残存機能を活かしたため未実施。

※2 利用者の状態により実施不可

(結果)

- ①～⑧それぞれの介助に要した時間を合計したところ、概ね12分から25分であった。実際の評価試験における実技試験は「1時間」を標準とするとされており、その範囲には収まるであろうことが確認できた。
- なお、上記の時間は直接介助を行っている時間の積算であり、「①顔の清拭の介助」で必要物品を準備するのに要した2分20秒～5分30秒ほど、「②手浴の介助」で必要物品を準備するのに要した2分30秒～5分30秒ほどは含まれていない。
- また介助を始める前に、実習指導者から技能実習生へ、利用者の状態像について説明を行った時間については、それぞれの項目で1～2分程度かかっていた。

②試験評価者の評価結果について

「チェック表①」と「チェック表②」では、チェック表内の評価のつけ方、項目の区分が異なるため、評価結果の算出方法については以下の通りとした。

■チェック表①の試験結果（％）の算出方法について

「判断基準」のうち「できた」と試験評価者がチェックをつけた数の割合を試験結果とした。なお、当日未実施（※）であった項目は、母数から抜いて計算した。評価結果の計算を数式で表すと、以下の通りとなる。

$$\text{判断基準のなかで介護技術としてできた数} \div (73 \text{ 個(すべての判断基準)} - \text{当日未実施の項目}) \times 100$$

■チェック表②の試験結果（％）の算出方法について

「行った介護行為が適切である」のうち「適切である」と試験評価者がチェックをつけた数の割合を試験結果とした。なお、当日未実施（※）であった項目は、母数から抜いて計算した。よって、評価結果の計算を数式で表すと、以下の通りとなる。

$$\text{介護行為が適切とされた数} \div (28 \text{ 個(すべての項目数)} - \text{当日未実施の項目}) \times 100$$

（※）利用者の介護拒否、利用者の状態が悪く該当項目の介助に適さなかった等

介護老人福祉施設（特養）での試験結果（％）

	特養			
	軽度		重度	
	モデル		モデル	
	A パターン(一部 B)	A パターン(一部 B)	A パターン	B パターン
チェック表①	86.4%	84.8%	78.3%	—
チェック表②	—	—	—	—

介護老人保健施設（老健）での試験結果（％）

	老健					
	軽度		重度		モデル	
	A パターン	B パターン	A パターン	B パターン	A パターン	B パターン
チェック表①	96.9%	95%	100%	96.6%	—	96.7%
チェック表②	80.8%	63.6%	70.8%	65%	—	84%

（結果）

- ・ チェック表①については 78.3%～100%、チェック表②については 63.6%～84%と差異が見られた
 - チェック表②の場合、試験評価者から、「できた」かどうかの判断基準が自らの判断基準のみとなり、厳しく評価してしまう傾向にあるとの意見があった
- ・ チェック表①については表の欄外に、設定した確認ポイントにない点について試験評価者がコメント書きで「できていない」との記載があった項目が数点あった。

③実習指導者の指示について

Aパターンで指示をだした場合とBパターンで指示をだした場合の違いは以下の通り。A、B両方を全体的に行ったのは老健のみであるため、老健の結果について記載している。

(結果)

- ・ 重度利用者の場合
Aパターン チェック表①で 100% チェック表②で 70.8%
Bパターン チェック表①で 96.6% チェック表②で 65%
と明らかな差異は見られない
- ・ 軽度利用者の場合
Aパターン チェック表②で 80.8%
Bパターン チェック表②で 63.6%
と差異が見られた
➤ 当該利用者については自らできる項目が多かったため、外国人介護職員は介助しつつも、見守りとなる傾向にあり、また評価項目によっては本来介助する必要がない部分もあった。
- ・ Aパターンについては、試験評価者から、実習指導者が指示を読み上げる間は技能実習生の介護行為が止まるので評価しづらいとの意見があった
- ・ Bパターンについては、実習指導者と技能実習生の共通認識のもと一部の行為を行わなかった場合に、評価では「できない」と判定している項目があった。(例えば、事前に車椅子の安全確認がされていることを実習指導者、技能実習生も認識し、改めての安全確認を行わなかったものが「できない」とされている等)

④被介護者について

(結果)

【評価における軽度利用者と重度利用者との違い】

- ・ 老健および特養において、軽度利用者・重度利用者の評価において明らかな差異はみられない
- ・ 重度利用者に関しては介助・評価ともに問題なくできることが分かった
- ・ 軽度利用者に関しては、自立している部分もあることから、チェック項目の一部を評価することができなかった

【評価における利用者とモデルとの違い】

- ・ モデルでの評価の結果は78.3%～96.7%であり、利用者での結果(63.6%～100%)と比較して差異は見られない
- ・ 老健での評価と特養での評価を比較しても、チェック表①とチェック表②によるチェック結果から得られる値ではモデルと利用者での結果に明らかな差異は見られない

試行試験（予備試験）実施結果—老健

老健

I	外国人介護職員	勤務6年11か月の介護職（介護福祉士試験を2回受験している）。在日27年。日本語レベルN2取得済み。														
	実習指導者	介護職（同一施設の実際の指導者）														
	試験評価者	介護職（同一法人であるが別施設の現場リーダー、介護福祉士、評価者（アセッサー））														
	モデル	作業療法士・男性・大柄														
関係者	対象者の状態像	軽度					重度					モデル				
		1A③④⑦実施の利用者（女性） 要介護2。寝返り・起き上がりは、何かにつかまればできる。歩行はできない。両足での立位保持は、何か支えがあればできる。以上は一部介助。移動は自立。 ①B②⑤⑥実施の利用者（男性） 要介護2。寝返り・起き上がり・歩行は、何かにつかまればできる。両足での立位保持は、何か支えがあればできる。移乗は見守り。移動は自立。					①～⑦（男性） 要介護2（実際の状態像は要介護3・4レベル） 寝返り・起き上がりは、何かにつかまればできる。歩行はできない。両足での立位保持は、何か支えがあればできる。移動は見守り。移乗は一部介助。					要介護4。脳梗塞により左片麻痺。左空間無視。腕は肘より上には上らない。肘・膝関節は屈曲した状態でまっすぐに伸びない。自立意欲は少なく、声掛けにも反応はない状態である。食事は一部介助だが、体位変換や移動に関しては全介助。				
II 映像 時間		Aパターン		Bパターン		Aパターン		Bパターン		Bパターン						
		①顔の清拭の介助	【準備：3分】A：3分	【準備：3分】B：2分20秒	【準備：5分30秒】A：2分30秒	【準備：5分30秒】B：1分10秒	【準備：2分20秒】B：1分30秒									
		②手浴の介助	【準備：4分20秒】A：9分	【準備：4分20秒】B：9分30秒	実施不可 ※1	【準備：3分】B：11分10秒	【準備：2分30秒】B：6分									
		③④食事前の介助	A：1分30秒	B：1分50秒	A：1分50秒	B：1分30秒	B：1分20秒									
		⑤体位変換の介助	A：2分40秒	B：3分20秒	A：4分	B：2分	B：2分50秒									
		⑥起居の介助	A：2分40秒	B：2分20秒	A：4分10秒	実施不可 ※2	B：3分10秒									
		⑦車いすを用いての介助	A：3分50秒	B：3分10秒	A：3分30秒	B：2分10秒	B：2分									
		⑧手洗いについて確認	2分30秒（軽度・重度・モデル共通）	2分30秒（軽度・重度・モデル共通）	2分30秒（軽度・重度・モデル共通）	2分30秒（軽度・重度・モデル共通）	2分30秒（軽度・重度・モデル共通）									
		時間計	A：25分10秒	B：25分	A：18分30秒(2歳C)	B：20分30秒(6歳C)	B：19分20秒									
		※ 上記時間は介助のみの時間。介助前の利用者の状態の説明については、それぞれ約1分～2分ほど時間を要している。														
III 1 評価結果 ① チェック表		Aパターン		Bパターン		Aパターン		Bパターン		Bパターン						
		評価項目	チェック数	未実施/できた/できなかった	できなかったチェック項目	未実施/できた/できなかった	できなかったチェック項目	未実施/できた/できなかった	できなかったチェック項目	未実施/できた/できなかった	できなかったチェック項目					
		①顔の清拭の介助	8	0 7 1	・温度の状態を確認していない	0 7 1	・温度の確認が手袋をはめたままであった	0 8 0		0 7 1	・温度が確認できていたか不明	0 8 0				
		②手浴の介助	19	6 13 0		5 14 0	・机の高さに気がかず高い机のまま介助しようとした	19 0 0	実施不可 ※1	6 13 0		6 13				
		③④食事前の介助	10	1 9 0		1 9 0		1 9 0		1 9 0						
		⑤体位変換の介助	6	0 5 1	・テコの原理を活用していない	1 4 1	・残存機能を活かせず過介助になっていた	0 6 0		0 5 1	・残存機能を活かせず過介助になっていた（無理な介助をしていた）	1 5 0				
		⑥起居の介助	7	1 6 0		3 4 0		4 3 0		7 0 0	実施不可 ※2	1 4 2				
		⑦車いすを用いての介助	10	0 10 0		3 6 1	・車椅子のスピードが速い	0 10 0		3 7 0		3 7 0				
		⑧適切な手洗いができる（1回実施）	13	0 13 0		0 13 0		0 13 0		0 13 0		0 13 0				
		合計	73	8 63 2	96.9%	13 57 3	95.0%	24 49 0	100.0%	17 54 2	96.4%	12 59 2 96.7%				
III 2 評価結果 ② チェック表		Aパターン		Bパターン		Aパターン		Bパターン		Bパターン						
		評価項目	チェック数	未実施/理解/適切	できなかったチェック項目	未実施/理解/適切	できなかったチェック項目	未実施/理解/適切	できなかったチェック項目	未実施/理解/適切	できなかったチェック項目					
		①顔の清拭の介助	3	0 3 2	・温度の状態を確認していない	0 3 2	・温度の確認が手袋をはめたままであった ・最初に全体を拭いてしまっていた ・自分ですることができたのに全介助であった	0 3 3		1 2 1	・温度が確認できていたか不明	0 3 2				
		②手浴の介助	6	0 6 5	・洗剤のお湯の温度を確認していない	0 6 5	・机の高さに気がかず高い机のまま介助しようとした	3 0 0	実施不可 ※1	1 5 4	・袖が濡れてしまっていた	0 6 6				
		③④食事前の介助	5	1 4 4		2 2 2	・足がフットレストに乗っているか確認できていない	1 4 4		1 4 4		1 4 4				
		⑤体位変換の介助	4	1 2 1	・テコの原理を活用していない ・一部残存機能を活かす声掛けがない（柵を持ってもらうことについて）	2 2 1	・一部残存機能を活かす声掛けがない（柵を持ってもらう）	0 4 3	・クッションを数個の声掛けなし	1 3 0	・テコの原理を利用してできていない ・一部残存機能を活かす声掛けがない（柵を持ってもらう。腰を引く） ・安楽な姿勢ではない	1 3 2				
		⑥起居の介助	4	0 4 3	・カーブをかけて起こせていない	1 2 1	・側臥位にできていない ・テコの原理を活用できていない	0 4 1	・側臥位にできていない ・テコの原理を利用していない ・カーブを描くように起こせていない ・残存機能を活用できていない	4 0 0	実施不可 ※2	1 1 1				
		⑦車いすを用いての介助	5	0 5 5		1 3 2	・フットレストやブレーキについて未確認 ・車椅子のスピードが速い	0 5 5		0 5 3	・フットレストやブレーキについて未確認 ・車椅子のスピードが速い	0 5 5				
		⑧適切な手洗いができる（1回実施）	1	0 1 1		0 1 1		0 1 1		0 1 1		0 1 1				
		合計	28	2 25 21	80.8%	6 19 14	63.6%	4 21 17	70.8%	8 20 13	65.0%	3 23 21 84.0%				

試行試験（予備試験）実施結果—特養

			特養														
I	外国人介護職員		勤務3か月の介護職。在日27年。日本語レベルN4程度。介助中の声掛けはできるものの、日常会話の意思疎通は困難。														
	実習指導者		介護職（同一施設ではあるが実際の指導者ではない）														
	試験評価者		介護職（同一施設の現場リーダー、介護福祉士、評価者（アセッサー））														
	モデル		ケアマネジャー・女性・小柄で細身														
関係者	対象者の状態像		軽度					重度					モデル				
		①～⑦（女性） 要介護3。寝返り・起き上がり・歩行は、何かにつかまればできる。両足での立位保持は、何か支えがあればできる。移動・移乗は見守り。					①～⑦（女性） 要介護4。寝返り、起き上がり、両足での立位保持、歩行はできない。移動・移乗は全介助。					要介護1。脳梗塞により右半身麻痺、左上下肢は動かせる。衣服の着脱や寝返りは介助が必要であるが、その他に関しては自身で可能。普段は杖歩行だが、長距離の場合は車椅子を使用する。					
			Aパターン（一部Bパターン）					A/パターン（一部B/パターン）					A/パターン				
II 映像 時間	①顔の清拭の介助		【準備：3分50秒】A：1分30秒					【準備：3分50秒】A：1分30秒					【準備：2分50秒】A：1分				
	②手浴の介助		【準備：8分40秒】A：3分					【準備：2分30秒】A：4分20秒					【準備：5分30秒】A：6分10秒				
	③④食事前の介助		A：1分					A：1分30秒					A：1分20秒				
	⑤体位変換の介助		B：1分30秒					B：2分					A：1分40秒				
	⑥起居の介助		A：1分40秒					A：1分40秒					A：1分40秒				
	⑦車いすを用いての介助		A：3分					A：3分					A：1分30秒				
	⑧手洗いについて確認		1分10秒（軽度・重度・モデル共通）					1分10秒（軽度・重度・モデル共通）					1分10秒（軽度・重度・モデル共通）				
	時間計		A：12分50秒					A：15分20秒					A：14分30秒				
	※上記時間は介助のみの時間。介助前の利用者の状態の説明については、それぞれ約1分～2分ほど時間を要していた。																
III 1 評価 結果 ① チェック表	評価項目	チェック数	未実施	できた	できない	できなかったチェック項目	未実施	できた	できない	できなかったチェック項目	未実施	できた	できない	できなかったチェック項目			
	①顔の清拭の介助	8	0	8	0		0	7	1	・同じ面を二度使ってしまっていた	0	7	1	・同じ面を二度使ってしまっていた			
	②手浴の介助	19	3	12	4	・手浴にかかる時間を説明していない ・排泄の有無を確認していない ・衣服を捲り上げることを利用者に説明していない	2	12	5	・手浴にかかる時間を説明しなかった ・排泄の有無を確認していない ・濡れる可能性のあるものを移動していない ・衣服を捲り上げることを利用者に説明していない	3	9	7	・手浴にかかる時間を説明していない ・排泄の有無を確認していない ・必要物品が揃っていない ・濡れる可能性がある物の移動できていない ・安楽な体位になっていない ・衣服を濡れないように捲り上げていない ・衣服を捲り上げることの説明なし			
	③④食事前の介助	10	2	8	0		2	8	0		0	10	0				
	⑤体位変換の介助	6	1	3	2	※Bパターンで評価 ・テコの原理を活用していない ・残存機能を活かせず過介助になっていた	2	2	2	※Bパターンで評価 ・テコの原理を活用していない ・クッションやタオルで調整を行っていない	1	3	2	・（一部介助）具体的な指示の声掛けをしていない ・残存機能を活かす工夫ができていない			
	⑥起居の介助	7	1	4	2	・利用者を側臥位にしていない ・テコの原理を活用していない	1	5	1	・利用者を側臥位にしていない	0	6	1	・利用者を側臥位にしていない			
	⑦車いすを用いての介助	10	0	10	0		0	10	0		0	7	3	・車椅子の動作不良を確認していない ・フットレストを上げる、ブレーキをかけるなど準備できていない ・タイヤの空気について確認していない			
	⑧適切な手洗いができる（1回実施）	13	0	12	1	※重度軽度モデル共通 ・手を洗わずに次のケアに移っている	0	12	1	※重度軽度モデル共通 ・手を洗わずに次のケアに移っている	0	12	1	※重度軽度モデル共通 ・手を洗わずに次のケアに移っている			
	合計	73	7	57	9	86.4%	7	56	10	84.8%	4	54	15	78.3%			
III 2 評価 結果 ② ○×指 摘が あ つ た 項 目	評価項目	チェック数	未実施	できた	できない	できなかったチェック項目	未実施	できた	できない	できなかったチェック項目	未実施	できた	できない	できなかったチェック項目			
	①顔の清拭の介助	3				—				—				—			
	②手浴の介助	6				—				—				—			
	③④食事前の介助	5				—				—				—			
	⑤体位変換の介助	4				—				—				—			
	⑥起居の介助	4				—				—				—			
	⑦車いすを用いての介助	5				—				—				—			
	⑧適切な手洗いができる（1回実施）	1				—				—				—			
	合計	28															

（３）試行試験（予備試験）実施後のヒアリングについて

①利用者とモデルとの比較

- ・ 利用者に対する介護行為を評価する場合、軽度利用者の場合には残存している機能があるため、部分的に評価ができないチェック項目が出てくるという指摘があった。
- ・ 一方、モデルを利用者に見立て介護行為を評価する場合、モデルに設定した状態像を技能実習生が理解できていないのではないか、またモデル自身が設定した利用者像と違う動きをとってしまうのではないかという指摘があった。

利用者	モデル
・ 技能実習生が普段から接している方のため、状態像も把握しており、日頃の介助行為と同様に介助できる ・ 複数の技能実習生を評価する場合、一人の利用者に同じ介助が重複しないよう配慮が必要 ・ 試験当日の利用者の心身状態（気分等）によって介助がスムーズに行かないことがある ・ 軽度利用者の場合は自立している部分があると未実施のチェック項目が生じる	・ モデルが設定した利用者像と違う動きを行ってしまうことがある ・ いつも接している状態像ではなく、その状態像をイメージしながらの介助となるので、どのように対応してよいか戸惑いがある ・ 日本語能力が高くない技能実習生に、モデルの状態像を伝えることが困難ではないか ・ その場で技能実習生に状態像を理解させるよう設定するのであれば、相当簡単な状態像であれば可能かもしれない

②AパターンとBパターンの比較

- ・ Aパターンについては介護行為が途中で切れるため、自然な流れで介助ができないという指摘があった。
- ・ 一方、Bパターンについては、1年目の技能実習生の介護技術を鑑みるとそのままでは難しいのではないかという指摘があった。

Aパターン	Bパターン
・ 指示を読み上げている間は介護行為が止まるため、技能実習生にとっては取り組みづらそうであった ・ 実習指導者側では、技能実習生役のペースを崩さないように読み上げることが難しい	・ OJTをしっかりとった状態であれば、実習指導者も技能実習生もペースが守れるため、Aパターンよりも介助しやすい ・ 介護の経験が何年目かになれば、Bパターンの方が技術を評価しやすいと思うが、1年目に関しては、そこまで技術が身についていないため、今回実施した方法のままでは難しいのではないか

③チェック表①とチェック表②の比較（チェック表②については老健のみで実施）

- ・ チェック表①については、評価基準に存在しない部分の介護技術について評価する必要はないのか指摘があった。
- ・ 一方、チェック表②については、試験評価者自らの判断になるため評価が厳しくなりやすく、かつ評価する者によって結果に差が出るのではないかという指摘があった。

チェック表①	チェック表②
・ 評価は問題なくできるものの、項目にない部分について「できない」と思った際、どこに記載をするべきか分からない ・ 手順通りに出来ているかの評価はしやすい	・ チェックポイントが①と比べて少ないので、どうしても介護の質の部分に目が行ってしまう（例えば、手は拭いていたが少し濡れていた、等は「できない」と判断していいのか迷う）

④普段の外国人介護職員への指導について

- ・ 認知症の施設ということで、声かけが多い。介護の前の説明は必ずするように伝えている。例えば、声をかけずにいきなり介助を始めたら、気付いた者が注意をしている。外国人介護職員が理解したかどうかについては、実際に介助を実施してもらい確認している（特養）
- ・ 指導の一環で、外国人介護職員を利用者役として、実習指導者が自ら介助を行い技術を指導することがある。その逆で、実習指導者が利用者役として外国人介護職員が介助をして、その結果について実習指導者からフィードバックをすることもある。（特養）
- ・ 最初は介護の手順から指導をするが、指導者の介護現場をついてまわってメモを取る。その後、徐々に介護行為を行っていく（老健）
- ・ それぞれ介護行為の難易度が低いもの、かつ利用者の状態像が軽いものから取り組んでいく（老健）
- ・ 外国人介護職員と関わっていると、普段の介護行為の指導についても日本人以上にエビデンスを重視していると感じることがある。何の目的でこの介護行為をするのか、何の理論でその介助をするのか、ということを正しく教えてほしいという要望をよく聞く（老健）

⑤その他

- ・ 実際の現場に入ったら、その場の状況判断等高度なレベルのことも求めざるを得ない場合もある。本来ならば手順追って指導することが大切だが、すべての現場でそうなのとは限らない（老健）

（４）試行試験（予備試験）結果の考察

○試験時間について

- ・利用者であってもモデルであっても、試験時間そのものに明らかな差異はみられない。
- ・利用者の場合は、利用者の生活時間のなかで試験を実施するため、試験中に利用者の体調不良が生じた場合等、試験評価者は試験実施時間に加えて、待機時間が必要となる可能性がある。

○試験の評価について

- ・介護の手順について評価するのか、介護行為を行ったうえでさらに結果が適切かを評価するのか等、基準が明確でなかったため、試験評価者が判断に迷う部分があった。評価の基準をより明確化することが必要。

○実習指導者の指示について

（被介護者が利用者の場合）

- ・実習指導者が手順を読み上げる指示を出した場合、技能実習生と利用者の会話や、利用者の自立を妨げてしまう恐れがあり、実習指導者の指示の内容やタイミングについて検討が必要である。

（被介護者がモデルの場合）

- ・モデルは事前に状態像の設定が可能であり、試験の流れに合わせて動くことができるため、実習指導者にとって、手順を読み上げる指示は出しやすい。

○被介護者について

（利用者の場合）

- ・外国人介護職員にとって、日頃から接している利用者のため状態像をよく理解しており、コミュニケーションも円滑であることから、自然な介護を実施することができる。
- ・一方で、軽度利用者の場合は、残存能力を活かせる場面も多く、外国人介護職員が見守りに近い状態になることがあった。そのため、試験評価者にとっては、チェック項目が未実施のため評価できないことがあった。その点は、項目を評価できる利用者を選定する等、工夫が必要である。

（モデルの場合）

- ・外国人介護職員にとって、日頃接している状態像ではなく、当日伝えられた状態像をイメージしながらの介護行為となるため、どのように対応してよいか戸惑う場面があった。技能実習生にどのようにモデルの状態像を理解してもらうか、日本語能力の問題で理解できないことも考えられるため、状態像の設定とその伝え方には工夫が必要である。
- ・また、モデルが、設定された状態像とは異なる動きをとってしまうことも考えられるため、モデルに対する事前教育は念入りにする必要がある。

- ・実技試験は1時間という時間的制約の中で実施が求められており、過度に被介護者や試験評価者に状態確認を理解させることは、本来の技能移転の趣旨からしても適格性からも望ましいとはいえない。